

2011年2月2日

(株)農業開発公社粉飾決算に関わる告発等を求める請願書

請願者

公正な行政を求める滝川市民の会

青柳省三 滝川市朝日町東 2-10-14  
川波忠弘 滝川市緑町 3-3-14  
谷建夫 滝川市東滝川町 1-2-26  
金野富士男 滝川市西町 1-6-1  
橋向久博 滝川市東町 1-40

紹介議員

渡辺 精 郎

請願趣旨

1. 日頃から市民生活のためご尽力いただいていることに敬意を表します。  
滝川市は「株式会社滝川農業開発公社における不適切な決算処理に関する報告書」を平成22年2月10日に発表し、市議会で調査が行われた。昨年11月29日には、金融機関3社に対し合計72,648,231円の損失補償を実施した。
2. 「株式会社滝川農業開発公社における不適切な決算処理に関する報告書」の概要
  - (1) 事実は公益目的通報で初めて明らかになった。
  - (2) 市役所内に調査チームを設置し税理士も入り事実関係の調査を行った。
  - (3) 粉飾決算が19期、20期に行われた。
  - (4) 粉飾決算を主導したのは滝川市副参与兼取締役（当時）である。粉飾決算には公社社員2名が関わった。取締役から粉飾決算についての報告等は一切しておらず、また、役付取締役から指示を受けて粉飾決算を行ったものではないことも明らかになった。監査役や他の取締役についても同様であった。
  - (5) 経済部農政課副参与（当時）を2ヶ月間給料の10分の1を減ずることに、また経済部長（当時）を戒告とした。市長、副市長をそれぞれ減給10% 1ヶ月とした。
3. しかし、違法行為については、十分な対応がとられていない。
  - ① 粉飾決算は、会社法第976条7号に該当し「百万円以下の過料」にあたる可能性が高い。しかし滝川市は、非訟事件手続法による検察庁への手続きを行っていない。
  - ② 滝川市の公文書が偽造された。地方自治法第243条の3第2項（財政状況の公表等）、地方自治法第221条（予算の執行に関する長の調査権等）に含まれる公文書に故意に虚偽の決算書等が記載され、滝川市、市民及び市議会は多大な損害を受けた。これは、刑法156条（虚偽公文書作成等）に該当する可能性が高い。その場合3年以下の懲役または20万円以下の罰金である。しかし滝川市は、告発していない。

4. 刑事訴訟法第239条の2は、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると  
思料するときは、告発をしなければならない」とされている。そこで滝川市長は、上記3-  
②について「犯罪があると思料する」か否かを明確に市民と市議会に知らせなければなら  
ない。仮に「犯罪があると思料」しない場合は、その理由を明確に市民と市議会に知らせ  
なければならない。
5. 市議会への報告文書に故意に虚偽の決算書等が記載されたことなどが、刑法156条の虚偽  
公文書作成に該当すると思料する場合、滝川市は刑事訴訟法第239条の2の告発義務を果た  
すべきである。
6. 粉飾決算が会社法第976条の7に該当すると思われる場合、滝川市は、市、市民、市議会  
が受けた様々な不利益を考慮し、非訟事件手続法にもとづき検察庁に過料処分について申  
し立てるべきである。

よって以下の各項目を滝川市長に求める。

#### 記

1. 粉飾決算は、会社法第976条7号「百万円以下の過料に処する」にあたると思われる。滝  
川市は、地方公務員法第38条に基づき市長の許可を受けて取締役を兼ねた市職員が主導し  
たことと、市、市民、市議会が受けた様々な不利益を考慮し、非訟事件手続法にもとづき  
検察庁に過料処分について申し立てること。
2. 地方自治法第243条の3第2項（財政状況の公表等）、地方自治法第221条（予算の執行に関  
する長の調査権等）に含まれる公文書に粉飾された決算書等が記載され、滝川市、市民及び  
市議会は多大な損害を受けた。これは、刑法156条（虚偽公文書作成等）に該当すると思わ  
れる。滝川市は、これを告発すること。
3. 粉飾決算を主導したとして、滝川市の調査で1名の副参与（当時）と、関係したとして2名  
の公社社員が認定され、懲戒処分が実施された。しかし、他の滝川市職員や公社取締役等が  
関わった可能性もあるので、上記1については、氏名を特定せずに申し立てること。上記2に  
ついては、氏名を特定せずに申し立てること。
4. 上記1、2のような手続きを行わないのであれば、1については過料にあたらない理由を、  
2については「犯罪があると思料」しない理由を速やかに市民と市議会に知らせること。

以上

2011年2月2日

## 公益目的通報制度の改善を求める請願書

請願者

公正な行政を求める滝川市民の会

滝川市朝日町東 2-10-14  
滝川市緑町 3-3-14  
滝川市東滝川町 1-2-26  
滝川市西町 1-6-1  
滝川市東町 5-140

紹介議員

清水雅人(清) 渡辺精郎(邊)

請願趣旨

株式会社滝川農業開発公社の粉飾決算が公益目的通報制度で発覚し、調査が行われ、多額の損失が明らかになった。一方今回、公益目的通報制度がはじめて活用されたことで、いくつかの改善すべきと思われる点が明らかになった。

よって以下について滝川市長に求める。

記

1. 通報の受付は、文書の「送付」に限定しているが、書き方などについての相談や原通報書提出について、面談での対応も可能とすること。
2. 通報後、調査結果通知までに、原則として通報者から事情聴取すること。  
なお今回の事例では、通報者は「事情聴取が当然行われる」と思い、通報時に提出していない資料を伝えることができなかった。関係職員は事情聴取されるのであるから、両者から聴取するのが民主的調査ではないかと述べている。
3. 違法行為は、行為と行為者について不可分である。しかし、滝川市の通報者に対する結果通知では、通報時に行為者を特定したにも関わらず、行為者が関わっていたか否かについて触れていない。よって行為者についての処分等についても特別の事情がない限り通知すること。
4. 結果の通知に対して通報者は法により、不服申し立てできないことを考慮し、通知に対する意見が出された場合の対応を検討すること。  
なお、今回は「意見書」を提出したが、追加調査は行わない旨の通知がされ、通報者の通報意思が十分反映されなかったと述べている。

以上